

【一時使用届出書の提出先、許可証番号の報告先】

- 住 所 : 阿南市領家町室ノ内390 那賀川河川事務所 管理課
 - 郵便番号 : 774-0011
 - 電話番号 : 0884(22)6592
 - メールアドレス : skr-nakaga50@mlit.go.jp
- メールによる提出の場合、送付後に着信確認をお願いします。

シラス栈橋等の届出方法

①河川敷一時使用届出書等の届出書類の配布（配布日：11月4日(火)）

【配布方法】

- ・ 那賀川河川事務所にて配布します。
- ・ 那賀川河川事務所のホームページよりダウンロードする事もできます。



②河川敷一時使用届出書に必要事項を記入



③河川敷一時使用届出書を提出（締切：11月28日(金)）

※【持参】又は【郵送】又は【メール】



④シラス栈橋等設置開始 12月7日(日) 昼の12時より

※シラス栈橋等に記号及びうなぎ稚魚漁業許可証番号を表示

【記号及び漁業許可証番号の表示例（漁業許可証番号 第〇〇〇号の場合）】

- | | | | |
|----------------|---|---|-------|
| ・ 那賀川漁協連合会 | → | れ | 第〇〇〇号 |
| ・ 福村漁協 | → | ふ | 第〇〇〇号 |
| ・ 阿南中央漁協（今津地区） | → | い | 第〇〇〇号 |
| （中島地区） | → | な | 第〇〇〇号 |



⑤漁業許可証が届き次第、許可証番号を報告してください。

※シラス栈橋等設置開始までに漁業許可証番号の確認ができない場合は、本人が分かる目印等を表示し、漁業許可証番号が確認でき次第、すみやかにシラス栈橋等に表示して下さい。

シラス栈橋等の設置における注意事項

以下の注意事項については、必ず守ってください。

■河川敷一時使用届出書(シラス栈橋設置用)の受理に際して

- ・河川敷一時使用届出書(シラス栈橋等設置用)の受理は、徳島県発行の「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得される方を対象とします。
尚、届出書受理後に「うなぎ稚魚漁業許可証」を取得されていない事が判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を破棄します。
- ・徳島県、阿南警察署と連携し、暴力団関係者からは届出書を受理しません。
尚、届出書受理後に暴力団関係者と判明した場合は、受理を取消し、提出された届出書を返還します。

— 暴力団関係者 —

- 1) 暴力団員等（徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者。
- 2) 暴力団（暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した者。
- 3) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者。

■シラス栈橋等設置開始日までは

- ①シラス栈橋等の設置（場所取り）を禁止します。
- ②河岸側に立入禁止ロープを設置します。ロープ設置後、那賀川大橋付近（辰巳工業団地側）より下流についてはシラス栈橋等の設置及び場所取りを目的とした、河岸への立入りを禁止とします。
その際、車両の駐車スペースにも規制ロープを設置します。定められた駐車スペース以外への車両の通行、駐車を禁止としますので、ご協力をお願いします。
- ③船等による川側からの進入も禁止します。
- ④立入禁止ロープ及び規制ロープはシラス栈橋等設置開始日の数日前に設置する予定です。

■シラス栈橋等設置開始日 12月7日(日)昼の12時から

- ①立入禁止ロープを昼12時に撤去しますので、それ以降にシラス栈橋等の設置が可能となります。
- ②駐車スペースの規制ロープも撤去しますので、駐車スペース以外の場所への車両の通行、駐車も可能となります。
- ③シラス栈橋等には「記号」及び「うなぎ稚魚漁業許可証番号」を分かりやすい場所に表示して下さい。

【記号及び漁業許可証番号の表示例】

漁業許可証番号 第 〇〇〇 号の場合

所属：那賀川漁協連合会 「れ 第 〇〇〇 号」

所属：福村漁協 「ふ 第 〇〇〇 号」

所属：阿南中央漁協（今津地区） 「い 第 〇〇〇 号」

〃 （中島地区） 「な 第 〇〇〇 号」

※シラス栈橋等設置開始までに漁業許可証番号の確認ができない場合は、本人が分かる目印等を表示し、漁業許可証番号が確認でき次第、すみやかにシラス栈橋等に表示して下さい。

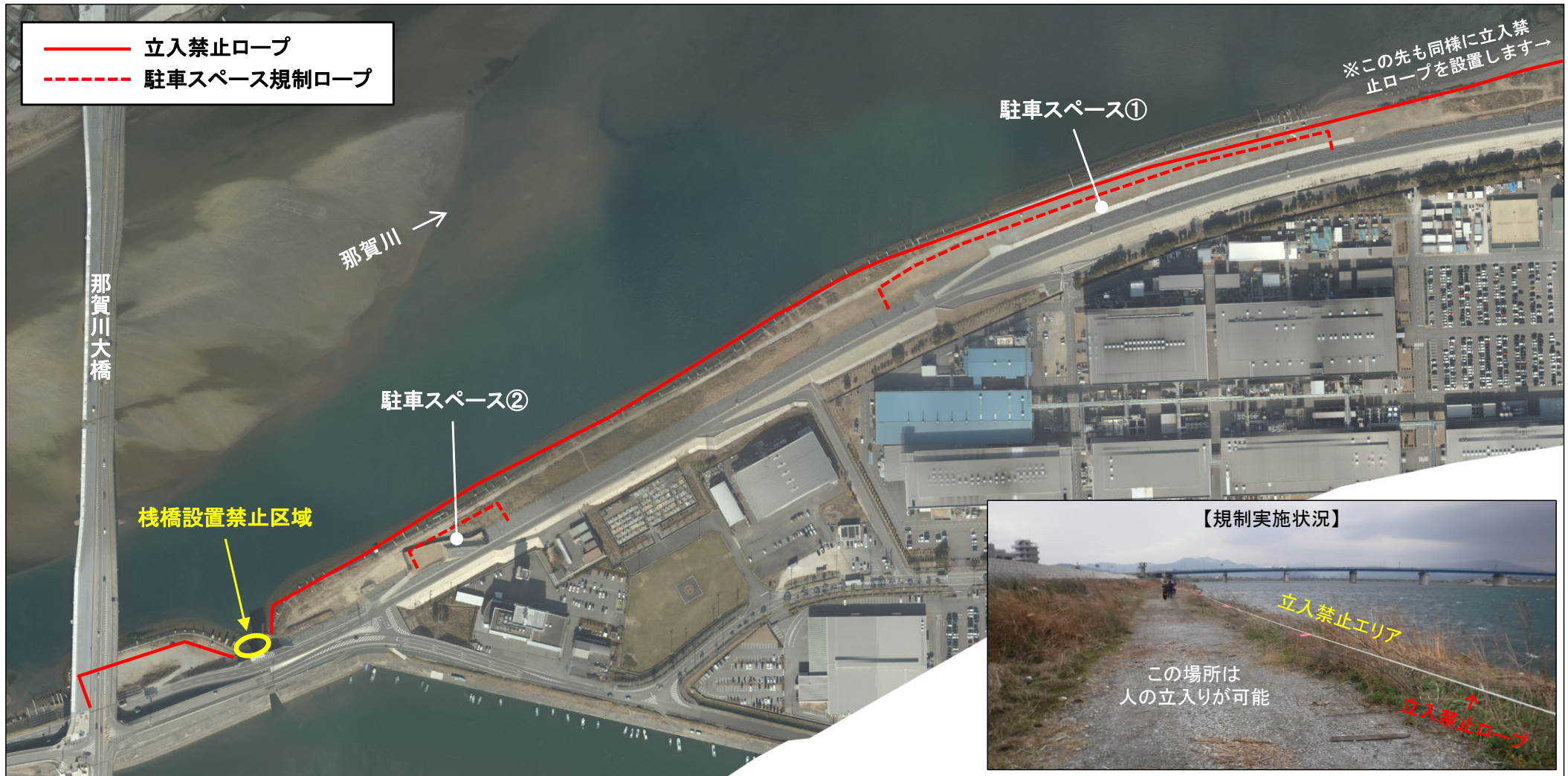
■シラス栈橋等設置のルール

- ① 1つのうなぎ稚魚漁業許可証番号につき、シラス栈橋等は1箇所とします。 ※同じ番号で、複数箇所にシラス栈橋等を設置する事はできません。
- ② シラス栈橋等 1 箇所につき、設置幅は 4 m 以内とします。
- ③ 定められた禁止区間（工事箇所・シラス栈橋等設置禁止区間）には設置しないようにして下さい。
- ④ シラス栈橋等に船、浮き栈橋、筏等を係留しないで下さい。
- ⑤ シラス栈橋等を設置した場所及びその周辺付近の施設は、傷つけたり、形状を変えたりしないようにして下さい。また、事故のないように注意して下さい。
- ⑥ 他の利用者とはトラブルの無いようにして下さい。なお、問題をおこした場合は、その当事者間での責任において解決して下さい。
- ⑦ シラス栈橋等の利用時は、うなぎ稚魚漁業許可証を必ず携帯して下さい。
- ⑧ シラス栈橋等は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに必ず撤去して下さい。
- ⑨ うなぎ稚魚漁業許可証番号を表示していない栈橋については、必要な措置を講じます。

【シラス栈橋等設置開始日の規制状況】

令和7年12月7日(日)

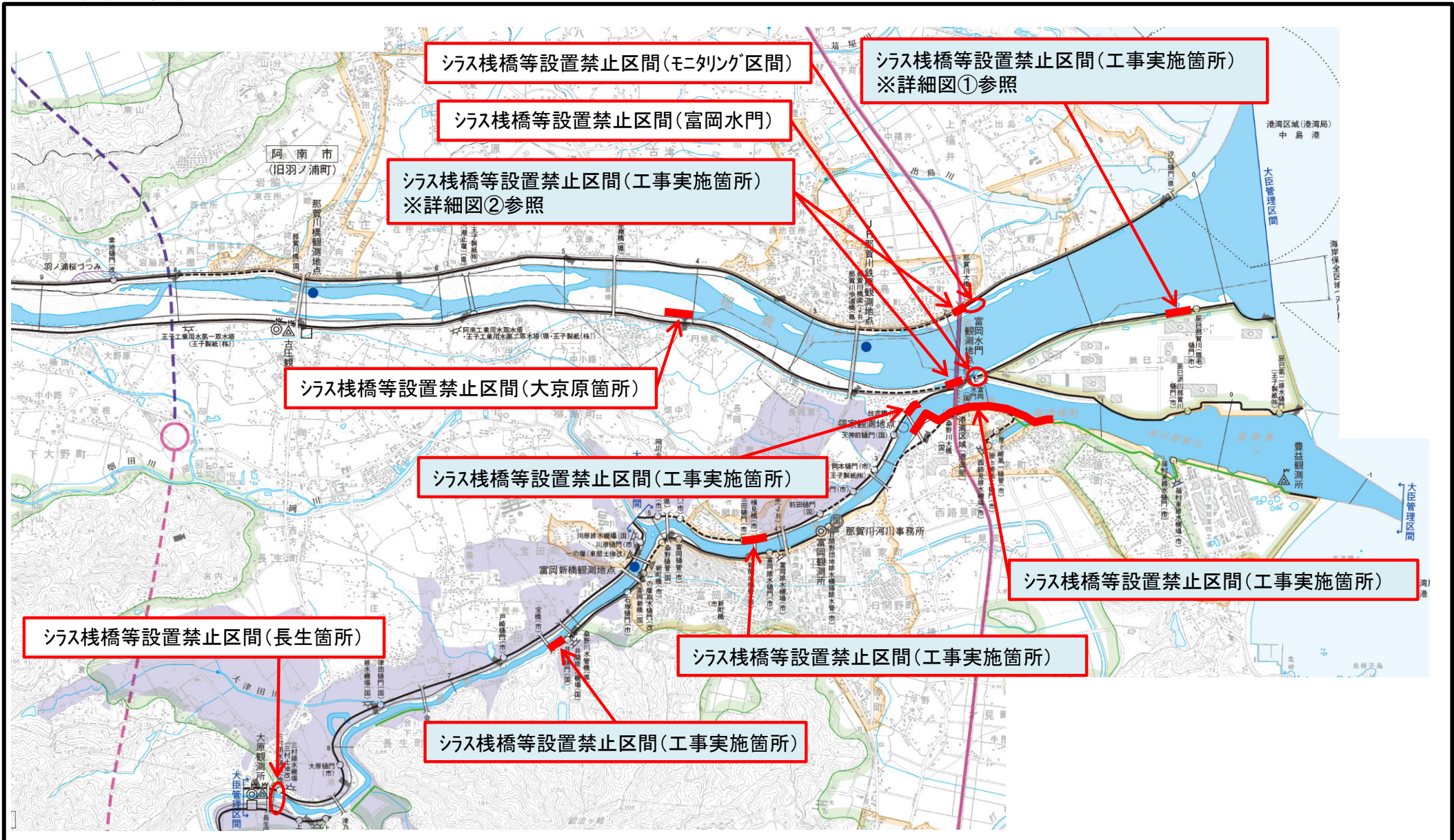
現地の位置図



※注意事項

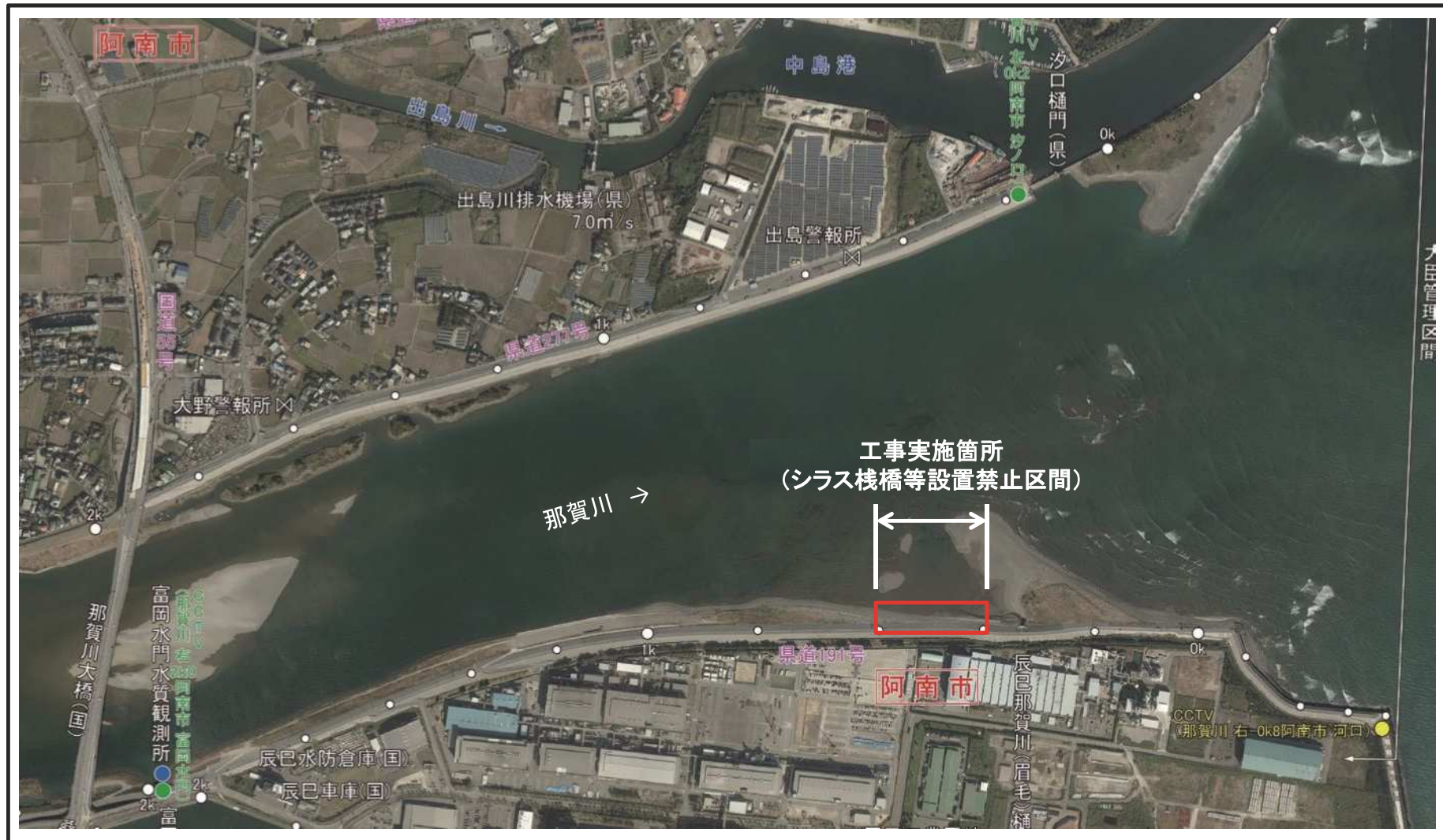
1. 立入禁止ロープより堤防側については、人の立入りは可能となっています。
2. 堤防の下へ下りる際は、坂路及び階段を利用して下さい。堤防法面は急勾配となっており、危険です。
3. この周辺の堤防上の道路は県道となっております。交通事故発生の原因となりますので、路上駐車はご遠慮下さい。

シラス栈橋等設置禁止区間

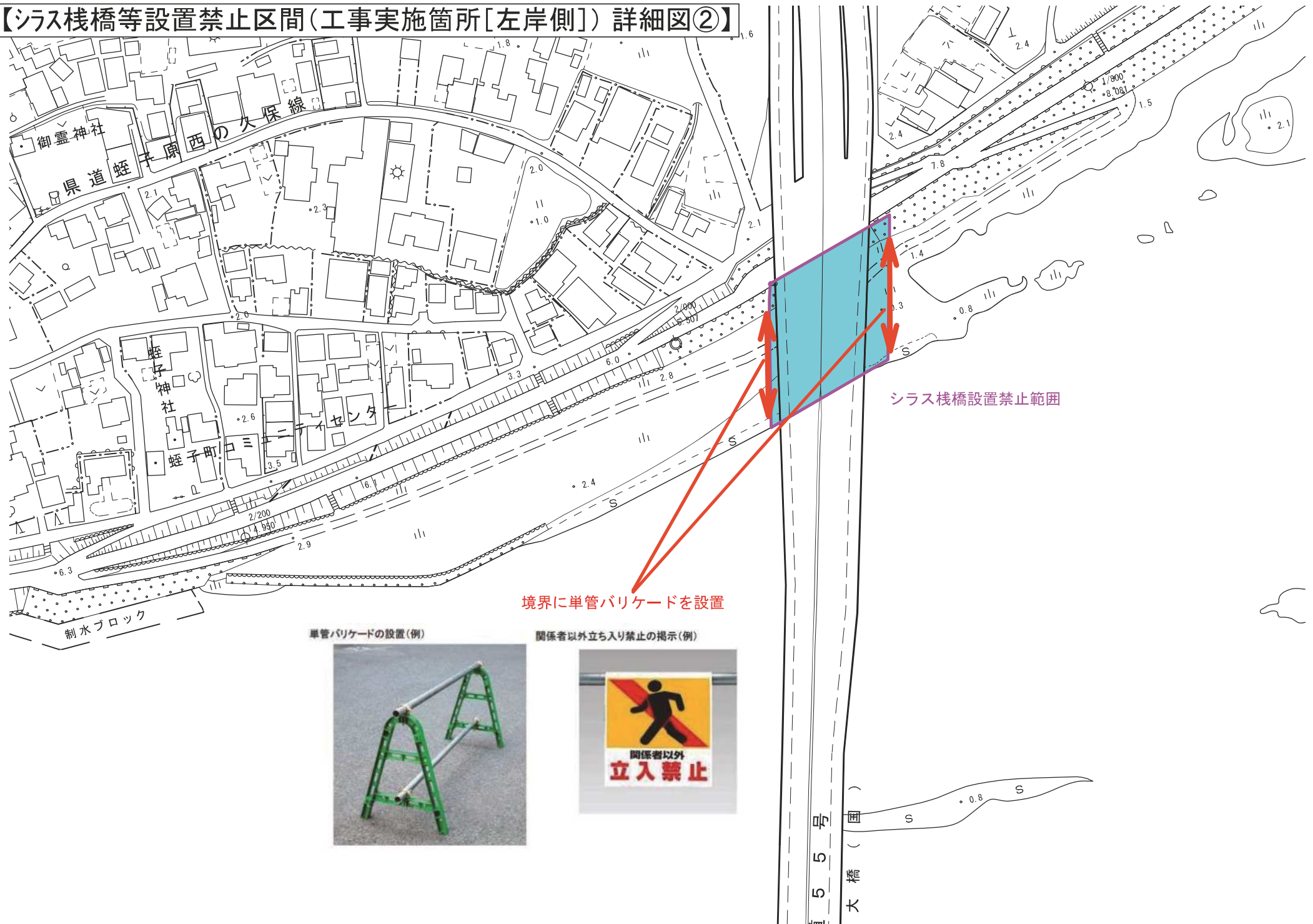


1. シラス栈橋等設置禁止区間には、シラス栈橋等設置開始日の数日前に、立入禁止ロープを設置します。
2. 危険ですので、工事区間には立ち入らないで下さい。
3. シラス栈橋等設置禁止区間は水際の利用もできません。

【シラス栈橋等設置禁止区間(工事実施箇所) 詳細図①】



【シラス栈橋等設置禁止区間(工事実施箇所[左岸側]) 詳細図②】



【シラス栈橋等設置禁止区間(工事実施箇所[右岸側]) 詳細図②】

